

第5回 嘉麻市自治推進委員会（第4期） 会議録

- 1 会議等の名称 第5回 嘉麻市自治推進委員会（第4期）
- 2 開催日時 令和2年11月25日（水）13：30～
- 3 開催場所 嘉麻市役所 本庁舎 委員会室1
- 4 公開又は非公開の別 公開
- 5 非公開の理由（会議を非公開とした場合のみ）
- 6 出席者
  - (1) 出席委員  
大山 博之、添田 文彰、宇佐波 吉徳、冨崎 静江、大里 盛人、  
西村 光昭、松田 クニ子
  - (2) 欠席委員  
川原 幸二、室井 美智世、鹿江 由美子
  - (3) 執行機関  
企画財政課 参事 高野 浩典  
係長 松岡 彰  
主任 児玉 直人
- 7 傍聴人数（会議を公開した場合のみ） 0人

8 議題及び審議の内容

【議題】

- (1) 市長あいさつ及び諮問
- (2) 今後のスケジュール
- (3) 自治基本条例の検討、見直し
- (4) その他

【審議の内容】

(1) 諮問について

嘉麻市自治基本条例第37条の規定により、自治基本条例の各条項が条例の理念及び社会情勢に適合したものであるかどうかを検討し、見直しが必要な場合については必要な措置を講じる。

(2) 自治基本条例第37条の規定に基づく条例の検討及び見直しについて

自治基本条例第37条の規定に基づき条例の各条項が条例の理念及び社会情勢に適合したものであるかどうかについての検討及び見直しを行い、1～8条、10条～22条の条文については修正すべき点はなかったが、9条については第3項の「市民は、良好な環境の中で安全で

安心して暮らす権利を有する。」という規定について、災害時等の緊急を要する場合に市民の生命・財産を守るために市がどこまで対応できるのかとの意見があり、次回の委員会で再度審議することとなった。そのため9条及び23条から39条については次回の自治推進委員会で検討及び見直しを行う。

《主な質疑及び意見等》

○第9条第3項「市民は、良好な環境の中で安全で安心して暮らす権利を有する。」について、災害が発生しそうな所に対して、市が前もって対策することができるのか、また、災害発生時等の緊急を要する場合に私有地で発生した災害について、本来であれば土地の所有者が対応すべきであるが、他に危険が及ぶような状況の場合、市民の生命・財産を守るために市がどこまで対応できるのか。

⇒次回の委員会で問題点を整理し、再度審議を行う。

○第11条の事業者の責務について、廃品回収事業者など周辺地域の環境を悪化させている事業者もあるようなので、地域の一員として自然環境に配慮してもらうなどを考えていかないといけないと思う。

⇒自治基本条例には事業者についても自然環境に配慮するという規定があるため、事業者についても自治基本条例の周知を図り、遵守していただく必要がある。

○第15条第7項において、市長は就任する際に自治基本条例の理念の実現のために職務を執行するという宣誓をするようになっているが、これは議会についても議員に就任する際は、宣誓を行い、議会の役割及び責務を果たしてもらうべきではないか。

○第21条の個人情報の保護について、民生委員の業務を行う上で、高齢者世帯の情報をいただいているが、以前は高齢者世帯の情報をいただけない時期があった。現在でも他の自治体では情報を出さないところもあるようだが、高齢者の見守りなどでは、世帯の情報がないと業務が行えないため、市民の福祉向上を図るための情報については出していく必要があると思う。

## 9 配布資料

- (1) レジユメ
- (2) 諮問書
- (3) スケジュール案
- (4) 嘉麻市自治基本条例検証シート